

規格・基準等の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

- 1 件名
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について
- 2 対象品目
 - (1) 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン及び 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅
 - (2) アスタキサンチン、 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル及びカンタキサンチン
- 3 趣旨及び目的
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を以下の通り一部改正する。
 - (1) 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン及び 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅を飼料添加物として指定し、基準及び規格を設定する。
 - (2) アスタキサンチン、 β -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル及びカンタキサンチンの飼料中の含有量の上限值について、その適用範囲から中間製品を除外する。また、これらの飼料添加物を含有する中間製品のうち、飼料中の含有量の上限值を超えて含有するものについてはその含有量を表示することとする。
- 4 適用予定日
未定
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 4546
FAX 03-3502-8275
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された日から 60 日間